# 早期健全化基準未満の 地方公共団体

## ○ 指標の整備と情報開示の徹底

#### フロー指標

#### 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模 に対する比率

#### 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額 及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率

#### 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還 金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

# ・ストック指標

#### 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係る ものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な 負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

#### 資金不足比率

(健全財

政

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対 する比率

# 経営健全化基準未満の 公営企業

# 財政の早期健全化

(早期健全化団体)

### 〇 自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画を策定(議会の議決) (策定にあたり外部監査の要求を義務付け)
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、 総務大臣又は知事が必要な勧告
- ・経営健全化計画を策定(議会の議決) (策定にあたり外部監査の要求を義務付け)
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・経営健全化が著しく困難と認められるときは、 総務大臣又は知事が必要な勧告

# 公営企業の経営の健全化(経営健全化団体)

## 財政の再生 (財政再生団体)

## 国等の関与による確実な再生

- ・財政健全化計画を策定(議会の議決) (策定にあたり外部監査の要求を義務付け)
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意 を求めることができる

【同意無】災害復旧事業等を除き、地方債の起 債を制限

【同意有】収支不足額を振り替えるため、償還 年限が計画期間内である地方債(再 生振替特例債)の起債可

・財政運営が計画に適合しないと認められる 場合等には、予算の変更等を勧告

早期健全化基準

財政再生基準

市区町村:20%

道府県:5%

道府県:15% 市区町村:30%

実質公債費比率 25%

35%

将来負担比率

都道府県·政令市:400% 市区町村:350%

資金不足比率 (公営企業ごと)

経営健全化基準

20%

※ 毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表

※ 実質赤字比率及び連結実質 赤字比率については、東京都 の基準は、別途設定されている。